

第二十一条の二を次のように改める。  
(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

第二十一条の二 法第三十四条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他これらに類するものとして厚生労働省令で定めるものとする。

第二十一条の三第一項を次のように改める。  
特定障害者特別給付費は、次の各号に掲げる特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害者支援施設等から特定入所等サービス(法第三十四条第一項に規定する「特定入所等サービス」をいう。次号において同じ。)を受けた特定障害者 指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)から平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)

二 指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)から特定入所等サービスを受けた特定障害者 共同生活居住(法第三十四条第一項に規定する共同生活居住をいう。次項において同じ。)における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(同項において「共同生活居住費の基準費用額」という。)に相当する額(その額が現に居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住に要した費用の額)

第二十一条の三第二項中「又は食費等」を「若しくは食費等」に改め、「方法」の下に「又は共同生活居住費の基準費用額」を加え、「又は居住」を「若しくは居住」に改め、「要する費用」の下に「又は共同生活居住における居住に要する費用」を加える。  
第二十一条の四の表第二十九条第二項の項中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」をいう。以下この条において同じ。の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加え、同表第二十九条第五項の項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同表第二十九条第七項の項読み替える字句の欄中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。  
第二十二條第一項中(法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)を削る。  
第四十四條第三項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。  
第二條 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十六條第一項中「同條第四項の下に」に規定する同行援護、同條第五項を加え、同條第九項を「同條第十項」に改め、同條第二項中「第五條第七項」を「第五條第八項」に改め、同條第三項中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。  
第二十七條の二第一項第四号中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。  
(地方自治法施行令の一部改正)  
第三條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。  
第六十七條の二第二項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
第七十七條の三第二項及び第七十七條の四十九の十二第二項中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)  
第四條 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。  
第九條第二項中「第五項」を「第六項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に改め、同條第四項中「第五項」を「第六項」に改める。  
第十八條中「又は同條第九項」を、「同條第四項に規定する同行援護又は同條第十項」に改める。  
第十九條中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
第二十八條中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。  
第二十一條中「第五條第十項」を「第五條第十一項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。  
(公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)  
第五條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。  
一 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十條第一項及び第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項  
二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三十五号)第六十四條第一項及び第六十三條第一項の表第六十四條第一項の項  
(国有財産特別措置法施行令の一部改正)  
第六條 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。  
第二條第三項第三号中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
(地方公営企業法施行令の一部改正)  
第七條 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十一條の十四第一項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正)  
第八條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に改める。  
一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第七條の二第二項第二号  
二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)第四條の二第一項第二号  
三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第六條の二第一項第二号  
四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第二百八十三号)第六條の二第一項第二号  
五 証人等の被害者についての給付に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十七号)第五條の二第一項第二号  
(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)  
第九條 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。  
第三十四條第一項第三号中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に、「売渡」を「売渡し」に改める。  
(社会福祉法施行令の一部改正)  
第十條 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。  
第一條第二号中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
第十一條 知的障害者福祉法施行令(昭和三十三年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第二條中「同條第四項」を「同條第五項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に改める。

第二十一条の三第二項中「又は食費等」を「若しくは食費等」に改め、「方法」の下に「又は共同生活居住費の基準費用額」を加え、「又は居住」を「若しくは居住」に改め、「要する費用」の下に「又は共同生活居住における居住に要する費用」を加える。  
第二十一条の四の表第二十九条第二項の項中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」をいう。以下この条において同じ。の下に「又は指定障害福祉福祉サービス事業者」を加え、同表第二十九条第五項の項中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉福祉サービス事業者」を加え、「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「特定入所費用」を「特定入所等費用」に改め、同表第二十九条第七項の項読み替える字句の欄中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉福祉サービス事業者」を加える。  
第二十二條第一項中(法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)を削る。  
第四十四條第三項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。  
第二條 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十六條第一項中「同條第四項の下に」に規定する同行援護、同條第五項を加え、同條第九項を「同條第十項」に改め、同條第二項中「第五條第七項」を「第五條第八項」に改め、同條第三項中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。  
第二十七條の二第一項第四号中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。  
(地方自治法施行令の一部改正)  
第三條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。  
第六十七條の二第二項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
第七十七條の三第二項及び第七十七條の四十九の十二第二項中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)  
第四條 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。  
第九條第二項中「第五項」を「第六項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に改め、同條第四項中「第五項」を「第六項」に改める。  
第十八條中「又は同條第九項」を、「同條第四項に規定する同行援護又は同條第十項」に改める。  
第十九條中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
第二十八條中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。  
第二十一條中「第五條第十項」を「第五條第十一項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。  
(公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)  
第五條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。  
一 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十條第一項及び第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項  
二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第三十五号)第六十四條第一項及び第六十三條第一項の表第六十四條第一項の項  
(国有財産特別措置法施行令の一部改正)  
第六條 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。  
第二條第三項第三号中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
(地方公営企業法施行令の一部改正)  
第七條 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十一條の十四第一項第三号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正)  
第八條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に改める。  
一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第七條の二第二項第二号  
二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)第四條の二第一項第二号  
三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第六條の二第一項第二号  
四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第二百八十三号)第六條の二第一項第二号  
五 証人等の被害者についての給付に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十七号)第五條の二第一項第二号  
(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)  
第九條 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。  
第三十四條第一項第三号中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に、「売渡」を「売渡し」に改める。  
(社会福祉法施行令の一部改正)  
第十條 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。  
第一條第二号中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。  
第十一條 知的障害者福祉法施行令(昭和三十三年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第二條中「同條第四項」を「同條第五項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に改める。

第三條中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

第四條中「第五條第十項」を「第五條第十一項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。

(消防法施行令の一部改正)  
第十二條 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(内)の項口中「第五條第八項」を「第五條第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項八中「第五條第六項から第八項まで、第十項」を「第五條第七項から第九項まで、第十一項」に、「第十三項から第十六項まで」を「第十四項から第十七項まで」に改める。

(豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令等の一部改正)  
第十三條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

一 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和四十年政令第三百八十二号)第一条第七号

二 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)第四条第三号

三 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第二条第一項第一号

四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第七條第九号

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令(昭和五十二年政令第三百五十五号)第六條第五号

(活動火山対策特別措置法施行令及び沖繩振興特別措置法施行令の一部改正)  
第十四條 次に掲げる政令の規定中「同條第十二項」を「同條第十三項」に改める。

一 活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号)第四条第七号

二 沖繩振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二十八号)第二十八條の二第七号

(大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正)  
第十五條 次に掲げる政令の規定中「同條第十二項」を「同條第十三項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に改める。

一 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)第四条第十四号

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)第三条第十四号

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)第三条第十四号

(消費税法施行令の一部改正)  
第十六條 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四條の三第六号中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)  
第十七條 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「同條第十一項」を「同條第十二項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改め、同條第四号の三中「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)  
第十八條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号中「同條第十七項」を「同條第十八項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正)  
第十九條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第五條第五項」を「第五條第六項」に、「療養介護、同條第六項」を「療養介護、同條第七項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「同條第十一項」を「同條第十二項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特別に関する政令の一部改正)  
第二十條 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特別に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

附則  
この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 藤村 修  
総務大臣 川端 達夫  
財務大臣 平岡 秀夫  
文部科学大臣 安住 淳  
厚生労働大臣 中川 正春  
国土交通大臣 小宮山洋子  
防衛大臣 前田 武志  
一川 保夫

食品衛生法(昭和二十二年法律第三百三十三号)第十九條第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて、生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く)。

第一条第二項中「前項に定める食品」を「前項(第十一号の二を除く)に定める食品」に改め、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項

イ 生食用である旨

ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ 法第一条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「加工施設」という)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

府 令

○内閣府令第五十一号

食品衛生法(昭和二十二年法律第三百三十三号)第十九條第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて、生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く)。

第一条第二項中「前項に定める食品」を「前項(第十一号の二を除く)に定める食品」に改め、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項

イ 生食用である旨

ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ 法第一条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「加工施設」という)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 藤村 修  
総務大臣 川端 達夫  
財務大臣 平岡 秀夫  
文部科学大臣 安住 淳  
厚生労働大臣 中川 正春  
国土交通大臣 小宮山洋子  
防衛大臣 前田 武志  
一川 保夫

○厚生労働省令第百十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

(障害者自立支援法施行規則の一部改正)

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三に次の一条を加える。

（法第五條第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第一条の四 法第五條第四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（法第一条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）につき、外出時において、当該障害者等と同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助とする。

第二条の見出し中「第五條第四項」を「第五條第五項」に改め、同条中「第五條第四項」を「第五條第五項」に改め、「法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。」を削る。

第二条の二（見出しを含む。）及び第二条の三（見出しを含む。）中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

第二条の四（見出しを含む。）、第二条の五（見出しを含む。）、及び第二条の六（見出しを含む。）中「第五條第六項」を「第五條第七項」に改める。

第三条（見出しを含む。）及び第四条（見出しを含む。）中「第五條第七項」を「第五條第八項」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）中「第五條第九項」を「第五條第十項」に改める。

第六条の三（見出しを含む。）中「第五條第十項」を「第五條第十一項」に改め、同条中「第五條第九項」を「第五條第十項」に改め、「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第六条の四（見出しを含む。）中「第五條第十一項」を「第五條第十二項」に改める。

第六条の五（見出しを含む。）中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

第六条の六（見出しを含む。）及び第六条の七（見出しを含む。）中「第五條第十三項」を「第五條第十四項」に改める。

第六条の八（見出しを含む。）及び第六条の九（見出しを含む。）中「第五條第十四項」を「第五條第十五項」に改める。

第六条の十（見出しを含む。）中「第五條第十五項」を「第五條第十六項」に改める。

第六條の十一（見出しを含む。）中「第五條第十七項第一号」を「第五條第十八項第一号」に改める。

第六條の十二（見出しを含む。）中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

第六條の十六（見出しを含む。）中「第五條第十九項」を「第五條第二十項」に改める。

第六條の十七（見出しを含む。）中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に改める。

第十五條第一項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

第三十四條の二中「二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七條第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を「次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七條第一項第四号に掲げる者に該当するもの

二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一條の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第十七條第一項第四号に掲げる者に該当するもの

第三十四條の二の次に次の一条を加える。

（令第二十一條の二に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第三十四條の二の二 令第二十一條の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

第三十四條の三第一項第二号中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改め、「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害者福祉サービス事業者」を加え、同条第三号中「第二十一條の三第一項」を「第二十一條の三第一項第一号」に改め、「書類」の下に「施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 入居している共同生活住居（法第三十四條第一項に規定する共同生活住居をいう。）に係る居住に要する費用の額を証する書類（共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一條の二に規定する厚生労働省令で定めるもの）に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

第三十四條の七の見出し、同条第一項及び第三十四條の二十三第一項第一号中「重度訪問介護」の下に「同行援護」を加える。

附則第一條の三の見出し中「第五條第九項」を「第五條第十項」に改める。

附則第一條の五の次に次の一条を加える。

第一條の六 平成二十三年十月一日になされた支給決定（同行援護に係るものに限る。）に係る第十五條の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」とする。（介護給付費等の請求に関する省令の一部改正）

第二條 介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第四條中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

第四條中「指定障害者支援施設等」の下に「又は指定障害福祉サービス事業者」を加える。

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号					平成		年		月分	
助成自治体番号										
受給者証番号										
支給決定障害者等 氏名					請求事業者	指定事業所番号				
支給決定に係る 障害児氏名						事業者及びその事業所の名称				
						地域区分				

利用者負担上限月額 ①					就労継続支援A型減免対象者
-------------	--	--	--	--	---------------

利用者負担上限額	指定事業所番号				管理結果	管理結果額		
管理事業所	事業所名称							

サービス種別	開始年月日				終了年月日				利用日数		入院日数	
	平成	年	月	日	平成	年	月	日	日	日	日	日

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要

サービス種類コード						合計
サービス利用日数	日	日	日	日		
給付単位数						
単位数単価		円/単位		円/単位		円/単位
給付率		/100		/100		/100
総費用額						
請求額集計欄	給付率に基づく 利用者負担額②					
	上項月給訓練①②の内少ない③					
A型減免	事業者減免額					
	減免後利用者負担額					
調整後利用者負担額						
上限額管理後利用者負担額						
決定利用者負担額						
請求額	給付費					
	特別対策費					
自治体助成分請求額						

助成金	請求先都道府県番号	サービス種別	請求額	
			サービス種別	請求額

特定障害者特別給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額

枚中	枚目
----	----

様式第二を次のように改める。

(様式第三)

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(共同生活介護、共同生活援助)

市町村番号						平成		年		月	分
助成自治体番号											

受給者証番号									
支給決定障害者等氏名									
支給決定に係る障害児氏名									
請求事業者	指定事業所番号								
	事業者及びその事業所の名称								
		地域区分							

利用者負担上限月額 ①					障害程度区分	
-------------	--	--	--	--	--------	--

利用者負担上限額	指定事業所番号					管理結果	管理結果額				
管理事業所	事業所名称										

サービス種別		開始年月日	平成		年		月		日	終了年月日	平成		年		月		日	入院日数	外泊日数
		開始年月日	平成		年		月		日	終了年月日	平成		年		月		日	入院日数	外泊日数

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位	摘要

日中介護等 交代加算欄	日中活動先事業所	指定事業所番号				当該事業所への通所日数	
		事業所名称					

サービス種類コード		合計			
サービス利用日数	日	日			
給付単位数					
単位数単価	円/単位	円/単位	/100	/100	
給付率					
総費用額					
請求額 集計欄	給付率に 基づく	請求額	利用者負担額②		
	上限月額調整①②の内少ない数				
	調整後利用者負担額				
	上限額管理後利用者負担額				
	決定利用者負担額				
請求額	給付費	特別対策費			
自治体助成分請求額					

助成金	請求先都道府県番号					サービスコード	請求額																					
	<table border="1"> <tr> <td colspan="6">特定障害者特別給付費</td> </tr> <tr> <td colspan="6">給付費請求額</td> </tr> <tr> <td colspan="6">実費算定額</td> </tr> </table>											特定障害者特別給付費						給付費請求額						実費算定額				
特定障害者特別給付費																												
給付費請求額																												
実費算定額																												

様式第三を次のように改める。

〔障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正〕

第三条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

日次中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第二条第三号中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

第二章 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を「第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護」に改める。

第四条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第七条及び第八条第二項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第四十三條第一項中「第四十二條」を「前條」に改め、同條第二項中「第四十二條」を「前條」に改め、規定は、「の下に「同行援護及び」」を加える。

第四十八條第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第一百五條第一項及び第二項並びに第一百七條第一項及び第二項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第一百三十二條第二項中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

第一百三十七條中「第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「第三十四條第一項に規定する共同生活住居」に改め、「この章において」を削る。

第四百十三條第三項第二号中「家賃」の下に「法第三十四條第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同條第二項において準用する法第二十九條第五項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額が法第三十四條第二項において準用する法第二十九條第六項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。」を加える。

第二百七條中「（法第五條第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第二百十三條中「同條第二項協力歯科医療機関」を「同條第二項の協力歯科医療機関」と、「第四百十三條第三項第二号中」当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」に改める。

附則第七條第一項中「（法第五條第十項又は第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第十八條の二第一項中「、重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加え、「法第五條第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改め、同條第二項中「法第五條第十項に規定する共同生活を営むべき住居」を「共同生活住居」に改める。

〔児童福祉法施行規則の一部改正〕

第四条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の十七第一項第四号中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第五条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五條第十八項」を「第五條第十九項」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第六条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

附則第六項中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第七条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十号中「第五條第二十一項」を「第五條第二十二項」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六項を「同條第七項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改め、同條第三号イ中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改め、同條口中「同條第四項」を「同條第四項に規定する同行援護、同條第五項」に改める。

第七十條第一項中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「第五條第十一項」を「第五條第十二項」に、「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改め、同條第二項第九号中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十一条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五條第十三項」を「第五條第十四項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）  
第十二条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五号第四号中「第五号第十二項」を「第五号第十三項」に改め、同条第五号の二中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第七号中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）  
第十三条 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第三号イ中「第二十一条の第三項に規定する食費等の費用基準額」を「第二十一条の第三項第一号に規定する食費等の基準費用額」に、「同令第二十一条の第三項第一号」を「第二十一条の第三項」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）  
第十四条 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五号第十七項第二号」を「第五号第十八項第二号」に改める。  
（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）  
第十五条 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五号第二十一項」を「第五号第二十二項」に改める。  
（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）  
第十六条 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第五号第十七項」を「第五号第十八項」に改める。  
（薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）  
第十七条 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。  
（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）  
第十八条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五号第十一項」を「第五号第十二項」に改める。  
附則  
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第三号  
国土交通省令第三号  
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日  
公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令  
国土交通大臣 前田 武志  
小宮山洋子  
厚生労働大臣  
公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年 厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。  
第一条第三号中「第五号第十項」を「第五号第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

附則  
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

示  
○厚生労働省告示第三百二十七号  
国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十三年九月二十二日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

第一条中「第六百六十五条」を「第六百二十五条」に、「国立障害者リハビリテーションセンター学院」を「国立障害者リハビリテーションセンターの学院」に、「同規則第七百四条」を「同令第六百九十五条」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十八号  
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日  
本文中「第七号」を「第八号」に改める。  
○厚生労働省告示第三百二十九号  
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第七十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように変更し、平成二十三年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年九月二十二日  
第一の二の一中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。  
別表第三の一の項を次のように改める。  
一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護  
重度訪問介護  
同行援護  
行動援護  
重度障害者等包括支援  
現に利用している者の数、障害者等の二一入、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

○厚生労働省告示第三百三十号  
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第七十三号）附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日  
別表第一の二中「第九」を「第十」に、「第十」を「第十一」に改め、同11の注中「第九」を「第十」に改める。

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第三三三十一号

障がい者制度改善推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項及び第三十条第二項並びに附則第二十二條第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び標準給付障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第一から第五まで及び第六から第九まで」を「第一から第四まで及び第六から第九まで」と、「第四」を「第五」に改める。

別表第一の1の注1中「時間をいう」の下に「。以下同じ。」を加え、同一の注15中「第九」を「第十」に改める。

別表第二の1の注1中「及び第三」を「並びに第三及び第四」に改め、同一の注5中「第八」を「第九」に改め、同一の注8中「(午後6時から午後10時までの時間をいう。)(午前6時から午前8時までの時間をいう。)」及び「(午後10時から午前6時までの時間をいう。)」を削り、同一の注12中「第九」を「第十」に改める。

別表第16の1の注8中「この第16」を「第17」に改め、別表第16を別表第17とする。

別表第15を別表第16とする。

別表第14を別表第15とする。

別表第13の7の注中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、別表第13を別表第14とする。

別表第12の1の注5の②中「別表第12」を「第13」に改め、同5の6の注中「第16」を「第17」に改め、同8の注中「第13」を「第14」に改め、別表第12を別表第13とする。

別表第11の1の注4中「別表第11」を「第12」に改め、別表第11を別表第12とする。

別表第10の1の注1の②中「第11」を「第12」に改め、「第12」を「第13」に改め、「第14」に改め、同注1の③中「第14」を「第15」に改め、「第15」を「第16」に改め、同3の注3から注6まで中「第5」を「第6」に改め、「第8」を「第9」に改め、同6の注の①中「第14」を「第15」に改め、「第15」を「第16」に改め、同7の注中「第16」を「第17」に改め、別表第10を別表第11とする。

別表第九の1の注1中「第16」を「第17」に改め、同一の注2、同一の注8の③、同一の2の注1及び同2のイ中「この第九」を「第十」に改め、同3の注中「第8」を「第9」に改め、同5の注中「第16」を「第17」に改め、別表第九を別表第十とする。

別表第八を別表第九とする。

別表第七の1の注1中「別表第七」を「第八」に改め、同一の注2中「第11」を「第12」に改め、「第12」を「第13」に改め、「第14」を「第15」に改め、「第15」を「第16」に改め、同一の注5、注6、注8及び注9中「第四」を「第五」に改め、同一の注12中「第五」を「第六」に改め、同3の注中「第8」を「第9」に改め、同5の注1及び注2中「第11」を「第12」に改め、別表第七を別表第八とする。

別表第六を別表第七とする。

別表第五の1の注1中「第11から第15まで」を「第12から第16まで」に改め、同注1の①中「第十」を「第十一」に改め、同10中「第5条第17項第2号」を「第5条第18項第2号」に改め、別表第五を別表第六とする。

別表第四を別表第五とする。

別表第三を別表第四とする。

別表第二の次に次のように加える。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 身体介護を伴う場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 254単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 402単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 584単位
- (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 667単位

- (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 750単位
- (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 833単位
- (7) 所要時間3時間以上の場合 916単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ 身体介護を伴わない場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

注1 イにあっては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあっては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。
- (2) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にあること。
  - (一) 区分2以上に該当していること。
  - (二) 認定調査表における次のaからeまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

- a 2-5 「3. できない」
- b 2-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- c 2-7 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- d 4-5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- e 4-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

- 2 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定する。
- 6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。